

(議案別冊 3)

令和 3 年 度

川越市 予 算 書

一 般 会 計

特 別 会 計

(令和 3 年 2 月 1 9 日 提 出)

目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議案第44号)	-----	1 頁
---------------	----------	-------	-----

[特 別 会 計]

* 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第45号)	-----	1 3 頁
* 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第46号)	-----	1 6 頁
* 歯 科 診 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第47号)	-----	1 8 頁
* 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第48号)	-----	2 0 頁
* 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第49号)	-----	2 3 頁
* 川 越 駅 東 口 公 共 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第50号)	-----	2 5 頁
* 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第51号)	-----	2 7 頁
* 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第52号)	-----	3 1 頁
* 公 共 下 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第53号)	-----	3 4 頁

議案第44号

令和3年度川越市一般会計予算

令和3年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,070,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 市 税		54,513,974 千円
	1 市 民 税	23,300,000
	2 固 定 資 産 税	22,803,076
	3 軽 自 動 車 税	644,431
	4 市 た ば こ 税	1,900,000
	5 入 湯 税	564
	6 事 業 所 税	1,707,764
	7 都 市 計 画 税	4,158,139
2 地 方 譲 与 税		678,708
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	150,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	500,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	28,708
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		200,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		200,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		320,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	320,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,500,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		32,959
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	32,959
9 環 境 性 能 割 交 付 金		80,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000
10 地 方 特 例 交 付 金		428,800
	1 地 方 特 例 交 付 金	428,800
11 地 方 交 付 税		1,440,000

款	項	金額
	1 地方交付税	1,440,000 千円
12 交通安全対策特別交付金		40,796
	1 交通安全対策特別交付金	40,796
13 分担金及び負担金		912,662
	1 分担金	108
	2 負担金	912,554
14 使用料及び手数料		2,049,306
	1 使用料	1,358,379
	2 手数料	690,927
15 国庫支出金		19,731,430
	1 国庫負担金	18,233,258
	2 国庫補助金	1,414,702
	3 委託金	83,470
16 県支出金		7,842,472
	1 県負担金	5,684,226
	2 県補助金	1,253,435
	3 委託金	904,811
17 財産収入		207,257
	1 財産運用収入	160,003
	2 財産売却収入	47,254
18 寄附金		60,340
	1 寄附金	60,340
19 繰入金		3,579,471
	1 基金繰入金	3,409,464
	2 他会計繰入金	170,007
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		2,805,625
	1 延滞金、加算金及び過料	90,000

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	63 千円
	3 貸 付 金 元 利 収 入	752
	4 受 託 事 業 収 入	137,508
	5 雑 入	2,577,302
22 市 債		8,416,200
	1 市 債	8,416,200
歳 入	合 計	112,070,000

(2) 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		673,951 千円
	1 議 会 費	673,951
2 総 務 費		10,786,074
	1 総 務 管 理 費	8,610,231
	2 徴 税 費	1,444,002
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	438,868
	4 選 挙 費	155,741
	5 統 計 調 査 費	43,201
	6 監 査 委 員 費	94,031
3 民 生 費		51,208,001
	1 社 会 福 祉 費	23,645,647
	2 児 童 福 祉 費	19,499,102
	3 生 活 保 護 費	8,061,962
	4 災 害 救 助 費	1,290
4 衛 生 費		12,855,879
	1 保 健 衛 生 費	4,141,446
	2 清 掃 費	6,611,433
	3 下 水 道 費	2,103,000
5 労 働 費		168,996

款	項	金額
	1 労 働 費	168,996 千円
6 農 林 水 産 業 費		1,217,431
	1 農 業 費	1,217,431
7 商 工 費		840,860
	1 商 工 費	840,860
8 土 木 費		5,828,273
	1 土 木 管 理 費	590,221
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,061,649
	3 河 川 費	296,343
	4 都 市 計 画 費	2,574,700
	5 住 宅 費	305,360
9 消 防 費		4,567,808
	1 消 防 費	4,567,808
10 教 育 費		12,378,241
	1 教 育 総 務 費	3,704,254
	2 小 学 校 費	1,158,484
	3 中 学 校 費	873,352
	4 高 等 学 校 費	808,665
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,170
	6 社 会 教 育 費	2,543,497
	7 学 校 保 健 費	3,273,819
11 災 害 復 旧 費		2,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
12 公 債 費		11,306,536
	1 公 債 費	11,306,536
13 諸 支 出 金		115,950
	1 普 通 財 産 取 得 費	36,000
	2 土 地 開 発 公 社 費	79,950
14 予 備 費		120,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	120,000 千円
歳 出	合 計	112,070,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
川越市議会100周年記念誌作成・印刷業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,958千円
財務会計システム構築業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	210,000千円
広報川越の印刷製本に要する経費（令和4年度事業分）	令和3年度から 令和4年度まで	契約に基づき決定する期間中における広報川越の印刷製本に要する額
公共用地先行取得費及び公共施設整備費（令和3年度事業分）	令和3年度以降	川越市土地開発公社が市の委託により行う公共用地の先行取得及びその事業の実施とあわせて行う公共施設の整備に要する額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和3年度事業分）	令和3年度から 令和8年度まで	元金 405,900千円及びこれに伴う 利子との合計額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和3年度に借入期限満了となる平成28年度借入分）	同 上	元金 726,100千円及びこれに伴う 利子との合計額
川越市固定資産評価システム業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	29,392千円
福祉システムの構築及び運用に係る業務委託	令和4年度から 令和10年度まで	1,982,282千円
川越市生活困窮者自立相談支援事業業務委託（令和4年度事業分）	令和3年度から 令和4年度まで	37,902千円
川越市生活困窮者家計改善支援事業業務委託（令和4年度事業分）	同 上	5,950千円
川越市生活困窮者一時生活支援事業業務委託（令和4年度事業分）	同 上	2,002千円
川越市生活困窮者就労準備支援事業業務委託（令和4年度事業分）	同 上	3,450千円
川越市被保護者就労準備支援事業業務委託（令和4年度事業分）	同 上	20,025千円
川越市生活保護個別求人開拓事業業務委託（令和4年度事業分）	同 上	3,350千円
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託（令和3年度発行分）	令和4年度	6,991千円
ごみ処理施設で使用する薬品購入に要する経費（令和4年度事業分）	令和3年度から 令和4年度まで	契約に基づき決定した期間中におけるごみ処理施設で使用する薬品購入に要する額
川越市中小企業融資に係る利子補給金（令和3年度融資分）	令和3年度以降	融資取扱金融機関との契約に基づく利子補給額
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償（令和3年度融資分）	同 上	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子

事 項	期 間	限 度 額
川越線南古谷駅に係る自由通路設置及び橋上化等に関する基本設計に要する負担金	令和3年度から 令和4年度まで	73,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎アスベスト 除去事業費	千円 80,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
本庁舎等改修事業費	529,800	同上	同上	同上
総合体育館設備 改修事業費	4,100	同上	同上	同上
職業センター施設 改修事業費	4,900	同上	同上	同上
民間保育施設 整備事業費	1,900	同上	同上	同上
公立保育施設 整備事業費	7,700	同上	同上	同上
子育て安心施設 事業費	9,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東清掃センター 改修事業費	千円 1,639,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
土地改良事業費	23,400	同上	同上	同上
農業ふれあい センター改修 整備事業費	542,800	同上	同上	同上
道路環境整備事業費	200,800	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	321,900	同上	同上	同上
橋りょう新設 改良事業費	92,700	同上	同上	同上
河川整備事業費	250,100	同上	同上	同上
南古谷駅周辺地区 整備事業費	184,900	同上	同上	同上
新河岸駅周辺地区 整備事業費	6,300	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
笠幡駅周辺 整備事業費	千円 9,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
街路事業費	39,600	同上	同上	同上
公園整備事業費	123,300	同上	同上	同上
旧川越織物市場 整備事業費	142,500	同上	同上	同上
公営住宅改修事業費	54,600	同上	同上	同上
防災設備改修事業費	5,900	同上	同上	同上
認定こども園 施設整備事業費	13,200	同上	同上	同上
小学校施設 整備事業費	43,200	同上	同上	同上
中学校施設 整備事業費	45,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校改修 整備事業費	千円 159,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
学童保育室 整備事業費	14,700	同上	同上	同上
博物館等改修 整備事業費	6,600	同上	同上	同上
公民館改修 整備事業費	10,800	同上	同上	同上
図書館改修 整備事業費	146,900	同上	同上	同上
臨時財政対策債	3,700,000	同上	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	同上

議案第45号

令和3年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,423,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		6,803,073 千円
	1 国民健康保険税	6,803,073
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		23,336,453
	1 県補助金	23,336,453
4 繰入金		2,989,135
	1 他会計繰入金	2,989,135
5 繰越金		150,000
	1 繰越金	150,000
6 諸収入		144,338
	1 延滞金、加算金及び過料	102,100
	2 市預金利子	25
	3 貸付金元金収入	1,008
	4 雑収入	41,205
歳入合計		33,423,000

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		480,070 千円
	1 総務管理費	296,568
	2 徴税費	181,668
	3 運営協議会費	606
	4 趣旨普及費	1,228
2 保険給付費		23,132,892
	1 療養諸費	19,879,834
	2 高額療養費	3,141,968
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	83,202

款	項	金額
	5 葬 祭 諸 費	26,000 千円
	6 傷 病 手 当 諸 費	1,787
3 国民健康保険事業費納付金		9,244,696
	1 医 療 給 付 費 分	6,107,234
	2 後期高齢者支援金等分	2,207,790
	3 介 護 納 付 金 分	929,672
4 共 同 事 業 拠 出 金		7
	1 共 同 事 業 拠 出 金	7
5 保 健 事 業 費		458,260
	1 特定健康診査等事業費	390,638
	2 保 健 事 業 費	67,622
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		57,074
	1 償還金利子及び還付加算金	56,401
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	672
8 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	33,423,000

議案第46号

令和3年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,712,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,895,647 千円
	1 後期高齢者医療保険料	3,895,647
2 繰入金		799,349
	1 一般会計繰入金	799,349
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		7,104
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 償還金及び還付加算金	6,100
	3 預金利子	3
歳入合計		4,712,100

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		143,598 千円
	1 総務管理費	129,727
	2 徴収費	13,871
2 広域連合納付金		4,559,402
	1 広域連合納付金	4,559,402
3 諸支出金		6,100
	1 償還金及び還付加算金	6,100
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		4,712,100

議案第47号

令和3年度川越市歯科診療事業特別会計予算

令和3年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 診療収入		30,000 千円
	1 外来収入	30,000
2 使用料及び手数料		124
	1 使用料	104
	2 手数料	20
3 繰入金		37,375
	1 他会計繰入金	37,375
4 繰越金		11,100
	1 繰越金	11,100
5 諸収入		301
	1 市預金利子	1
	2 雑入	300
歳入合計		78,900

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		66,424 千円
	1 施設管理費	66,424
2 医療費		9,475
	1 医療費	9,475
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		78,900

議案第48号

令和3年度川越市介護保険事業特別会計予算

令和3年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,189,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 保 険 料		5,745,335 千円
	1 介 護 保 険 料	5,745,335
2 国 庫 支 出 金		4,470,825
	1 国 庫 負 担 金	4,136,533
	2 国 庫 補 助 金	334,292
3 支 払 基 金 交 付 金		6,400,131
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,400,131
4 県 支 出 金		3,446,688
	1 県 負 担 金	3,348,941
	2 県 補 助 金	97,747
5 財 産 収 入		3,378
	1 財 産 運 用 収 入	3,378
6 繰 入 金		4,052,929
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,411,929
	2 基 金 繰 入 金	641,000
7 繰 越 金		70,000
	1 繰 越 金	70,000
8 諸 収 入		14
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	9
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	24,189,300

(2) 歳出

款	項	金額
1 総 務 費		268,698 千円
	1 総 務 管 理 費	46,020
	2 徴 収 費	22,797
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	199,001

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	880 千円
2 保 険 給 付 費		23,032,234
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	21,459,554
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	490,222
	3 そ の 他 諸 費	15,325
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	476,006
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	46,272
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	544,855
3 地 域 支 援 事 業 費		740,160
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	77,459
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	626,920
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,081
	4 そ の 他 諸 費	1,700
4 基 金 積 立 金		3,378
	1 基 金 積 立 金	3,378
5 諸 支 出 金		114,830
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,550
	2 繰 出 金	109,280
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	24,189,300

議案第49号

令和3年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 繰入金		357 千円
	1 他会計繰入金	357
2 繰越金		6,780
	1 繰越金	6,780
3 諸収入		68,463
	1 市預金利子	1
	2 貸付金元利収入	68,400
	3 雑収入	62
歳入合計		75,600

(2) 歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦 福祉資金貸付費		75,600 千円
	1 総務費	75,600
歳出合計		75,600

議案第50号

令和3年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

令和3年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 使用料		106,984 千円
	1 使用料	106,984
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
3 諸収入		816
	1 市預金利子	1
	2 雑入	815
歳入合計		112,800

(2) 歳出

款	項	金額
1 事業費		110,658 千円
	1 事業費	110,658
2 公債費		1,142
	1 公債費	1,142
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		112,800

議案第51号

令和3年度川越市農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度川越市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		55 千円
	1 分担金	55
2 使用料及び手数料		23,116
	1 使用料	23,116
3 繰入金		111,826
	1 他会計繰入金	111,826
4 繰越金		13,000
	1 繰越金	13,000
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 延滞金	1
	3 雑入	1
6 市債		7,900
	1 市債	7,900
歳入	合計	155,900

(2) 歳出

款	項	金額
1 農業集落排水総務費		84,965 千円
	1 総務管理費	84,965
2 公債費		66,935
	1 公債費	66,935
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出	合計	155,900

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
川越市農業集落排水事業法適用業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	40,975千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千円 7,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>

議案第52号

令和3年度川越市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(月平均)	160,600戸
(2) 年間総配水量	39,566,000m ³
(3) 一日平均配水量	108,400m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

配水管新設、改良等 事業費 3,000,494千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	7,075,840千円
第1項 営業収益	6,653,389千円
第2項 営業外収益	422,435千円
第3項 特別利益	16千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,468,343千円
第1項 営業費用	6,331,937千円
第2項 営業外費用	125,943千円
第3項 特別損失	5,463千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,682,555千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,197千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金

200,000千円、過年度分損益勘定留保資金2,027,534千円及び当年度分損益勘定留保資金20,824千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,071,337千円
第1項 企業債	700,000千円
第2項 他会計負担金	35,773千円
第3項 工事負担金	243,107千円
第4項 水道施設加入金	92,456千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,753,892千円
第1項 建設改良費	3,046,943千円
第2項 企業債償還金	701,949千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム構築業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	73,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管更新 事業費	千円 700,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 690,338千円

(2) 交際費 43千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、42,904千円と定める。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第53号

令和3年度川越市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所設置戸数	140,900戸
(2) 年間処理水量	49,500,000m ³
(3) 一日平均処理水量	135,616m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
公共下水道施設整備	事業費 710,721千円
公共下水道施設改良	事業費 1,092,459千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	6,350,948千円
第1項 営業収益	4,595,720千円
第2項 営業外収益	1,735,120千円
第3項 特別利益	20,108千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,180,666千円
第1項 営業費用	5,838,595千円
第2項 営業外費用	313,344千円
第3項 特別損失	23,727千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,519,788千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額157,155千円及び過年度分損益勘定留保資金2,362,633千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	808,597千円
第1項 企業債	600,000千円
第2項 国庫補助金	34,000千円
第3項 受益者負担金	33,000千円
第4項 分担金	9,300千円
第5項 他会計負担金	72,627千円
第6項 他会計補助金	59,670千円

支 出

第1款 資本的支出	3,328,385千円
第1項 建設改良費	2,141,928千円
第2項 企業債償還金	1,181,457千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん 条例による損失補償（令和3年度融資 分）	令和3年度以降	回収されない元本及び納付 すべき利子の合計額
寺尾調節池排水機場中央監視設備等改 築工事負担金	令和3年度から 令和4年度まで	協定に基づき決定する埼玉 県川越県土整備事務所が行う 寺尾調節池排水機場中央監視 設備等改築工事に要する費用 のうち川越市が負担すべき額 （負担割合31%）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設 改良事業費	千円 600,000	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 577,399千円

(2) 交際費 43千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、90,855千円である。

令和3年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明